



昭和45年8月10日



# 秋穂町広報

No. 103

## 人口と世帯数

(6月1日現在)

|     |        |
|-----|--------|
| 人口  | 9493人  |
| 男   | 4514人  |
| 女   | 4979人  |
| 世帯数 | 2360世帯 |

## 社会を明るくする大会

我が国の産業・経済の発展は驚くべきものがありますが、反面良き伝統であった隣人愛・社会連帯感が弱まり、青少年の非行、犯罪の防止・あるいは更生・保護に理解と協力を得ることがむずかしく、いわゆる家庭・学校・職場・一般地域社会と、すべての人々に密接な連けが欠けてきていることでもあります。

そこで、皆さんで協力し社会連帯意識の向上に努め犯罪や非行のない明るい社会を築くよういろいろな機会と活動を通じて、住民全体の方々の理解と協力を得なければならぬのであります。

依って、本町では七月二十四日午前九時三十分から中学校屋内体育館に於て、町内の各階層有志の方々のご参集を得て、第二〇回「社会を明るくする運動」秋穂町地区大会並びに秋穂町青少年健全育成夏季大会が開催され多くの方々のご理解を得られたものと思えます。

青少年が明るく朗らかに生活できるには、清潔で健全な社会環境と地域の人々の強い連帯意識から出発する積極的な協力が必要であり、次の世代を築く青少年の健全な育成と併せ明るい町づくりの推進に皆さんな力を合わせ連帯意識の向上に努められるよう皆様のご協力をお願い致します。

〇 「とじこんで保存しましょう」 〇



…… たばこは町内で買いましょう。 ……

### 婦人交通指導員を新設

交通安全対策として、今年新しく秋穂・小郡・阿知須の各町及び山口市の共同設置で交通指導員をおきました。

指導員は小郡警察署内に常駐し主な任務は、小郡署管内の市、町の老人、婦女子

【写真は町役場前での実地指導】



### 善意銀行からの御礼

次の方々から香典がえしに或は特別な善意のご寄託を受けました。誠に有難く厚く御礼申し上げます。

- 香典がえし(敬称略)
- 日地 藤田 経一 一金 壹百円也
- 中津江 山下 武夫 井方敏明拾得物報償金を
- 花香北 西岡 克明 一金 壹百円也
- 日地 高坂 弥吉 藤山幸子拾得物報償金を
- 大河内北 森王 良平 一金 貳千円也
- 中津江 山本 彦一 原田武郎テレビ出演報酬を
- 日地 藤田 歌子
- 加茂 繁永 利文
- 赤崎 道中 修平

## 十月から国民年金に所得比例制度が発足 加入の受付は九月から

国民年金では、より高い保険料を負担しても、より高い年金を希望する人が多くなったので、他の年金制度のように、保険料と年金額を所得に比例する仕組み「所得比例制」をとり入れ本年十月から実施することになりましたので、あらましをお知らせいたします。

◎所得比例制に加入できる人 国民年金に加入してい

所得比例制の加入者は一般の老令年金に所得比例の保険料を納めた月数に一八〇円を乗じた額が加算されます。すなわち二五年間所得比例制の保険料を納めると所得比例保険料に相当する年金額は五四、〇〇〇円となり受けられる老令年金額は一般の老令年金九六、〇〇〇円と合せ一五〇、〇〇〇円になります。したがって夫婦のうちその一人が所得比例制に加入し保険料を二五年納めた場合夫婦の老令年金額は、二四六、〇〇〇円となって月額二〇、五〇〇円の年金が受けられることとなります。

②死亡一時金の額 所得比例の保険料を三年以上納めた人が死亡した時の死亡一時金の額は納めた期間に応じて、一般の死亡一時金の額の二分の一の額を加算した額が支給されます。

③所得比例制の加入申込み 所得比例制の加入申込みは九月一日から受付けますので加入者は町役場保険年金課又は大海支所に印鑑を持って申

### 海を美しく

漁協・企業が協議会設立 海をきれいにしようとして秋穂湾周辺の漁協と関係業者二十団体により去る七月十七日「秋穂湾水域共栄協議会」が結成されました。本会は秋穂湾水域の漁場保存のため漁協と企業団体の共存共栄と親ほくを図ることを目的として設立されたもので、今後協議会規約により

- ①水質汚濁に関する対策情報資料の収集
- ②関係漁協と企業団体との連絡調整
- ③その他目的達成に必要な事項の各事業が行なわれます。

- 新役員次のとをり
- △会長 藤生仕郎(町長)
- △副会長 原田武郎(秋穂漁協組合長)
- 内山 淳(瀬戸内海水産開発専務)

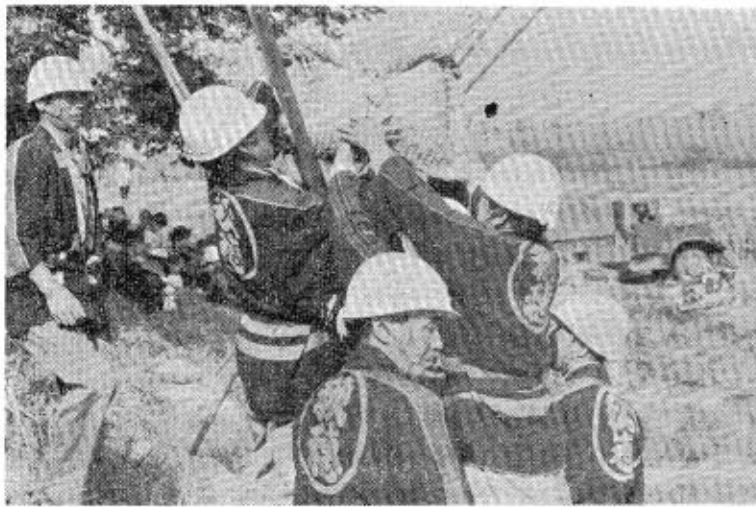
町民各位も当協議会設立の趣旨をご理解のうえ海岸にゴミ汚物等を捨てないように海を美しくするようご協力のほどお願いいたします。

### 町消防団員

## 県総合防災訓練に参加

毎年県が行なっています大がかりな総合防災訓練が七月二十二日午前七時より防府市佐波川総合堰上、下流で台風による水害および火災が発生したことを考え、応急対策を中心として、水防・消防・警備・通信・救助・避難・広報等が実地に行なわれました。

秋穂町は、防府市と災害のときを考え、応援協定を



【写真は訓練現地で五徳工法をしている本町消防団員】

農地法の一部を改正する法律が成立し、45年10月1日から施行されます。改正法は、今後本格化すると予想される農地移動への布石という積極面と農地制度の秩序を回復するという二つのねらいがあり今後農業の規模拡大と農地の効率的利用発展が期待されています。

以下おもな改正の要点をお知らせします。

## 改正された 農地法のあらまし

- 1 上限面積の制限廃止、3町歩の枠がはずされ無制限に農地取得が認められる
- 2 下限面積の制限引上げ50アール(現在30アール)以上の農地に達しないと権利取得が認められない。
- 3 農地改革によって自作地になった農地の貸付が出来ることになった。
- 4 農協による請負耕作が公認されることになった。
- 5 経営規模の拡大や農地の集団化をおこなう事業体として、農地保有合理化法人を新設することになった。
- 6 農地の権利移動の許可
- 7 不在地主が認められることになった。
- 8 採草放牧地の小作地所有制限も廃止された。
- 9 農地等の賃貸借の解約の制限が緩和され、次の場合には知事の許可がいらなくなった。
  - (1) 書面による地主と小作の合意解約で、その小作地を引渡す6カ月以内に成立したもの。
  - (2) 10年以上の期間を定めた定期賃貸借の期間が終了したもの。
  - (3) 水田裏作を目的とする賃貸借の更新拒絶をする場合。
- 10 小作料の統制が廃止され、農業委員会がその地域の実情に応じて標準小作料を定め、これを基準にして小作料を支払うことになった。
- 11 草地利用権設定制度の新設。総合農政の一つの柱である畜産振興のため、未利用地を効率的に利用し得るようになされた。

## 山口県野鳥写真コンクール募集要領

豊かなうらおいのある自然を守り、愛鳥思想の普及啓蒙に役立てるため、皆さんの作品を募集します。ふるってご応募願います。

### ◆主催

- 山口県
- 山口県教育委員会
- 財団法人日本鳥類保護連盟山口県支部

### ◆題材

- 山野に住む野鳥の生態
- など、県民の生活にちながりを深めるに役立つもの。

### ◆締切り

昭和四十五年十二月二十五日(郵送の場合、当日消印有効)

### ◆送り先

山口市滝町 山口県庁 農林部林政課野鳥写真募集係

### ◆その他

◎入賞作品の版權(ネガを含む)は、主催者に帰属する。

### ◎入賞作品は「山口県の野鳥」および愛鳥パンフレットに使用するほか、昭和四十七年度「全国野鳥保護のつどい」山口県大会に展示する。

### ◎応募作品は返却しない

ただし、選外作品で返却希望のときは、郵送料同封のうえ申込むこと。

### ◎内容説明

◎応募別(第一部、第二部の別)

◎撮影者 住所、職業 氏名、年令 (学年)

◎撮影データー

◎添付の募集票を使用すること(産業課にあり)

### ◆記載事項

### ◎題名

第一部 一般(キャビネ、版白黒、カラー) 第二部 小・中(カラー) 高校生(由(ネガ)生徒(こと)を添付のこと)

# 交通事故を防ぐために！

(第一回)



交通ルールを  
知っているかい

ハイお巡さん横断は横  
断歩道を渡りましょう

一、交通事故の防止はルールを守ることから

(1) 対面交通とそのよい点  
事故防止のため人は右、車は左を通行する方法がとられ、これを対面交通と言っています。

歩行者、自転車ともそれぞれ相手に対面して通行するので、どちらも相手の動きを早く知ることができ、そのときに応じた運転や、安全に避ける

ことができるという大きな利点があるので行なわれています。

(2) 歩行者の歩きかた  
ア 歩車道の区別のない道路では、人は右側端を歩きます。  
イ 歩車道の区別のある道路では歩道を通行す

る。歩車道の区別のあ  
る道路では、必ず歩道  
を歩かなければなりません。車道を歩くこと  
ができるのは、横断す  
るときと工事などで歩  
道が通れないときだけ  
です。

歩くときに注意しな  
ければならないことは  
おしゃべりや、ふざけ  
たりして歩かないこ  
と。

横にひろがらず一列に  
なること。  
よそ見や、本などを読  
みながら歩かないこ  
と。  
急にかけだしたり、人  
をかきわけて歩いたり  
しないこと。  
車道寄りではできるだけ  
さけて歩くことなど  
です。

(3) 横断のしかた  
ア 横断歩道のあるところ  
横断歩道の上は法  
律によって歩行者は保  
護されています。近く  
に横断歩道、歩道橋や  
横断用地下道などがあ  
るときは必ずそこから  
横断しましょう。

イ 横断歩道のないところ  
横断歩道のないと  
ころで横断するときは  
まず立止って右、左、  
右とよく見て、車の切

れ目をみて、手をあげ  
るか、黄色い旗、ハン  
カチを振るなどして運  
転者によくわかるよう  
にしてから横断しまし  
よう。

ウ 交差点での横断  
・信号機のついている交  
差点で横断する場合「  
赤」とまれ「青」す  
すめ信号機によって横断  
しますが、すすめのと  
きでも左、右に曲って  
くる車がありますので  
曲ってくる車には手を  
あげて、車が止ってか  
ら渡るようにしまし  
よう。

エ 斜め横断  
・横断は、直角にまっす  
ぐに渡ります斜めに横  
切るのは法律で禁じら  
れているばかりでなく

横断距離も長く、車道  
に長くいることになり  
また車に背を向けるこ  
ともあって危険です。  
・車のすぐ前すぐ後の横  
断  
横断歩道や交差点以外  
のところでは、車のすぐ  
前や、後の横断は禁じ  
られています。  
・車が急に動いたり、そ  
の車のかげから走って  
くる車が見えず、これ  
が事故の原因になりま  
す。

オ 横断のできないところ  
横断をしてはいけな  
いところは、図のよう  
な道路標識がたってい  
ます。このようなところ  
では運転者は、歩行  
者は横断しないものと  
安心して走っているの  
でこのような場所で横  
断することは、必ず事  
故を起すことになりま  
す。

(4) 夜間の注意  
夜間は、車も人もお互  
によく見えないなど、い  
ろいろな悪い条件がか  
さなりあって非常に危  
険ですどのような  
か説明しますと  
・視界がせまくなる  
・運転者は周囲の景色や  
建物が見えず、速さを  
知る対象がなく知らず  
知らずのうちに速度は  
速くなるものです。  
・運転者はつかれている

・雨の日の注意  
雨の日と同じように雨の  
日も危険性は非常に高  
くなります。  
・カサなどで見通しが悪  
くなる。  
・自動車などの音が雨の  
ため聞こえない。  
・道路はすべりやすい。  
・ぬかるみに注意が行き  
他の交通に対する注意  
力が低くなる。  
・運転者は、雨のため視  
界がせままる。夜は特  
に見えにくい。  
・といったような悪い条  
件が重なりますので、  
雨の日は  
・ふだんより早目に家を出る。  
・カサは正しく持ち視界  
をさまたげないように  
・服装はできるだけ明る  
い目立つものを、また  
活動しやすいものにする。  
・持ち物は少なくする。  
・などの配慮をする必要  
があります。

(5) 雨の日の注意  
雨の日と同じように雨の  
日も危険性は非常に高  
くなります。  
・カサなどで見通しが悪  
くなる。  
・自動車などの音が雨の  
ため聞こえない。  
・道路はすべりやすい。  
・ぬかるみに注意が行き  
他の交通に対する注意  
力が低くなる。  
・運転者は、雨のため視  
界がせままる。夜は特  
に見えにくい。  
・といったような悪い条  
件が重なりますので、  
雨の日は  
・ふだんより早目に家を出る。  
・カサは正しく持ち視界  
をさまたげないように  
・服装はできるだけ明る  
い目立つものを、また  
活動しやすいものにする。  
・持ち物は少なくする。  
・などの配慮をする必要  
があります。

# 家屋の煙霧消毒を 実施しましょう！

## 実施しましょう！

町内各地で家屋の煙霧消毒が実施されています。

煙霧消毒とは、殺虫剤を煙の状態にして屋内のすみずみまで葉を通し、はえ、蚊、油虫、などの衛生害虫を駆除する最も手軽で効果的な方法です。衛生害虫が最も活動する五月〜九月までは、一ヶ月に一回程度実施するのが理想です。まだ一度も実施されていない地区は是非早く実施して下さい。消毒機械は、差しつかえのない限りいつでもお貸しいたしますので、部落で協議の上申込み下さい。

### 一お知らせ

#### 乳幼児相談

8月13日(大海支所) 時間は午後1時30分からです。乳幼児のおられる方は母子健康手帳を持ってお気軽においで下さい。

#### 一般住民面接撮影

8月24日小浜地区/中道地区  
8月25日大河内北地区/浜内地区  
8月26日花南地区/砥園町地区  
8月27日上本町地区/西天田地区  
8月28日東天田地区/町役場まで

#### 検査時間

結核の初期は自覚症状が殆んどないため、自分はんともないと思つてゐる場合が多いものです。年に一度はレントゲン車による検診を受けて健康度をたしかめましょう。

検診時間は、ほんの一寸です。仕事のままで結構ですから、都合のよい会場では非お受け下さい。

(3) 消毒は入口などからします。葉の吹込み時間は家屋の大、小、にもより

(2) 家の中の各部屋の障子や、ふすま、物置きや押入れなどの戸は開けておき葉が中によく入るようにしておいて下さい。

(1) 食物に葉がかからないように、冷蔵庫又は密閉できる容器に入れるか、一時外に出して下さい。食器類には新聞紙又はビニール等でおおいをし、あとよく洗つてから使用して下さい。

込まないようにして下さい。  
(6) 家の中には、火の気のないように充分注意して下さい。  
(7) 乳児のいる家では、ほ乳瓶、ミルク、肌着、オシメ、頑具などに葉がかからないように注意し、家畜、家禽は外に出して下さい。

尚詳細は、各家庭に配布しました日程表をご覧ください。

さざえ・あさり・あわび等の無許可採捕はできません

### 鳥獣は保護しましょう

鳥獣保護法により、鳥や獣は県知事、農林大臣の許可なく無断で捕獲すること

を禁じています。狩猟する場合も狩猟鳥獣や狩猟期間、狩猟場所、猟法にも制限があります。狩猟鳥獣の種類はゴイサギ、キジ、コウライキジ、ヤマドリ、ウズラ、エゾライチョウ、コジュケイ、カモ類(オシドリを除く)、ウミアイサ、カワアイサ、ミコ

### 全国戦没者追悼式式典当日黙とうを

式典は、今次の大戦における戦死者、外地死没者、原爆死没者および戦災死者などの戦没者に対し、国をあげて追悼の意を捧げるため、政府主催のもとに、八月十五日、日本武道館において、天皇皇后両陛下のご臨席を仰ぎ、遺族代表を招待して行なわれます。つきましては、当日、正午から一分間の黙とうに住民の方の協力を頂き戦没者にご慰霊賜りますようお願い申し上げます。

### 農薬のBHC・DDTの使用禁止

農薬の残留物等により人体に悪い影響の恐れがあります。BHC・DDTの使用が禁止されました。

したがって、狩猟鳥獣以外の野鳥や有害鳥獣を捕獲する場合も許可がおりません。猟法の制限、狩猟鳥獣は次の猟法を用いて捕獲しては

- ① かすみ網の使用
- ② 口径十番より大きい銃器の使用
- ③ 運行中の自動車や航行中の船から銃器の使用
- ④ はこ、ついでり、もちなわの使用
- ⑤ キジ笛の使用
- ⑥ わな、又はライフル銃の使用、日地山、小浜山一円は休猟区に指定されています。

野性キジの卵を発見し、営巣を保護した場合は報償金があります。



【野性キジの営巣】

### 家畜にも予防注射を

夏になりますと、人間はもちろん、家畜にも伝染病が多く発生します。豚には、豚コレラ、豚丹毒、豚の流行性脳炎、牛には流行性感冒、鶏にはニューカッスル病これ等が一度発生すると大変強力

でほとんど治療効果はなく、他の地域にも広がりが大変大きな被害となります。被害を最小限度に止めるには、日頃からの予防注射が大切です。

### 小鳥の飼養許可について

最近小鳥ブームにより、家庭でメジロ、ヤマガラ、ウグイス、ヒバリ、ホオジロ、ウソ、マヒワ等の野鳥を飼つておられるのをよく見うけます。

この野鳥は狩猟法により、県知事の飼養許可を受けないと飼うことができません。もし飼つておられる方でまだ許可を受けていない方は、すぐ産業課で手続きを済ませて下さい。手数料は一羽につき一五〇円必要です。

又八月下旬には、無断飼養者を対象に取締りが行なわれる予定でその際違反者には、三万円以下の罰金に処せられることとなり事故のないようお願いいたします。

# 山のみどり 町のみどり

## 庭のみどりをたいせつにしましょう !!

植えられた樹木は私たちの手入れをまっています。

さあみんなそろって植林地や街路樹

公園、庭木の手入れをしましょう。

### 庭木・花木類の手入

| 季節            | 区分 | 肥 培 管 理   | 剪 定 整 姿   |
|---------------|----|---|---|
| 春<br>(3月～5月)  |    | <ul style="list-style-type: none"> <li>庭木花木類の植えつけの好期<br/>(針葉樹、常緑広葉樹3月～4月中旬)<br/>(落葉樹3月上旬まで)</li> <li>春たけのこのでるモウソウチクなど4月</li> <li>花の終わった花木類への施肥</li> <li>庭木の添え竹、支柱の取替えと修理<br/>防寒の取り除き(3月)</li> <li>雑草の取り除き</li> <li>芝の植えこみ(3月から)と芝生の手入れ<br/>(目土入れと施肥、3月第1回刈り込み5月)</li> <li>常緑樹の植えつけ(6月上旬～7月上旬の梅<br/>雨どき)</li> <li>亜熱帯植物(ユッカ、ドラセナ、フェニッ<br/>クスなど)の植えつけ(6月～7月上旬)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>生垣、刈りこみものなどのこみ枝、徒<br/>長枝の整理と枯枝、枯葉の取り除き<br/>(3月)</li> <li>花の終わった花木類の剪定</li> <li>ササ類のシン抜き</li> <li>マツ類のミドリ摘み(5月上旬～中旬)<br/>グロマツの芽つぶし(5月下旬～6月<br/>中旬)</li> <li>その他庭木の剪定、整姿(5月)</li> <li>生垣などの刈りこみ(5月下旬から)</li> <li>生垣、玉物など整形樹の刈りこみ<br/>(6月)</li> </ul> |
| 夏<br>(6月～8月)  |    | <ul style="list-style-type: none"> <li>芝生の手入れ(刈りこみと施肥月1回散水<br/>および除草)</li> <li>庭木の乾燥予防のための灌水、敷藁(7月<br/>～8月)と暴風雨予防のための支柱たて<br/>(7月)</li> <li>皮がうすい木で皮やけの心配のあるものの<br/>幹巻き</li> </ul>  |   |
| 秋<br>(9～11月)  |    | <ul style="list-style-type: none"> <li>庭木、街路樹などの暴風雨予防のため剪定<br/>と支柱たて(9月)</li> <li>秋タケノコのでる寒竹やなりひら竹などの<br/>植えつけ(9月)</li> <li>常緑樹の植えつけ(10月中旬～11月上旬)</li> <li>園内の除草、灌水、落葉集め</li> <li>亜熱帯植物(ソテツ、ユッカ、シュロチク<br/>カンノンチクなど)の霜除け(11月)</li> <li>芝生の手入れ(刈りこみ施肥9月および除<br/>草)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>常緑広葉樹の剪定、整姿(10月から主<br/>として伸びすぎた土用芽の剪定)</li> <li>生垣の止め刈り(10月)</li> <li>花木類(晩秋から早春にかけて咲くも<br/>のを除く)の剪定(10月から)</li> <li>マツ、ヒノキ、ヒバなどの古葉、枯葉<br/>とり(10月～11月)</li> <li>庭木の外科的手術(10月)</li> </ul>   |
| 冬<br>(12月～2月) |    | <ul style="list-style-type: none"> <li>一般庭木、花木類への寒肥(遅効性肥料1<br/>月～2月)</li> <li>霜よけ、雪よけなどの手入れ(1月)</li> <li>落葉樹の植えつけ(発芽の早いモミジ、ヤ<br/>ナギなど2月下旬から)</li> <li>芝生の手入れ目土入れ施肥(12月～1月)<br/>および除草</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>落葉、広葉樹の剪定(厳寒期をさけ<br/>る)</li> </ul>   |